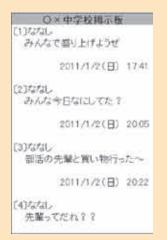
掲示板やSNS、プロフ等における学校ネットパトロール

● サイト解説

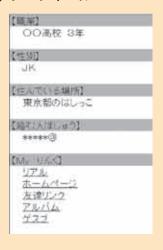
児童生徒が利用する主なサイトの種類について解説します。

(1) 掲示板



- 不特定多数の人物が参加し、テーマごとに意 見や情報交換等を行うことができる。
- 学生向けの掲示板サイトもあり、学校や部活 動、教職員などについての話題をテーマにした 掲示板が設置されている。書き込みは匿名で行 うことが可能なため、過激な内容が書き込まれ ていることもある。
- 大規模な掲示板サイトのほか、個人で掲示板 をレンタルできるサービスもあり、不特定多数 の人物とコミュニケーションをとることや、趣 味の合う者同士の集まる場所などとして利用さ れることが多い。

(2) プロフィール



- 自分自身のプロフィールを、インターネット上 に公開することができるサイトで、「プロフ」と 略されることもある。
- 自己紹介サイトのため、自身のフルネームや 通っている学校等の情報のほか、顔写真やメー ルアドレス等が書き込まれることもある。
- リアル・ブログ等の日記形式のサイトや友人 のプロフィールのURLを集めたリンク集等のペー ジへリンクを張ることで、個人ページの一部と して利用されていることがある。

(3) ブログ

20111-01603.5m またやっちゃった

今日は部活が休みだったので 久々にみんなでカラオケ

いつも行ってる駅前の店に 行ったんだけど。 なんか今日に限って混んでて 1時間待ちとか言われた

まも眼だから良いんだけどw

で。中に入ったら。 お得意のアニソンメドレー 歌いまくってやったぜwww

- 日々の出来事や私的なニュース等を公開する 日記形式のサイトである。
- 閲覧者がコメントを書き込むことができるため、ブログにアクセスしてきた不特定多数の人物とコミュニケーションをとることができる。
- 嫌な思いをした場合に、思ったことをそのまま書き込んでしまうことで、意図せず他人への 誹謗中傷を行ってしまう場合や、飲酒や喫煙な どの不適切な行為やその誘引等に関する書き込 みがされることもある。

(4) リアル

OO5ゃんりある

カラオケ星来た~ 1時間待ちだって

2011/1/8(土) 15.83

やっと中入れた

2011/1/8(土) 16:47

歌い過ぎた のど痛いw

2011/1/8(+) 1855

- 日々の出来事等を公開する日記形式のサイトである。リアルは、リアルタイムを略したものである。
- リアルタイムの名前のとおり、その時その時に起こったことや思ったことなどについて随時書き込める日記サイトである。携帯電話で利用されることを前提としており、サイトのデザイン等も携帯電話向けとなっている。
- ブログ同様、嫌な思いをした場合に、思ったことをそのまま書き込んでしまうことで、意図せず他人への誹謗中傷を行ってしまう場合や、飲酒・喫煙などの不適切な行為や誘引等に関する書き込みがされることがある。

(5) ゲーム・SNS

GAME#11

キャンペーン実施中 ケータイ小説大賞発表 友達紹介コインブレゼント

f - L

ゲーム性集第二弾 新作ゲーム登場 今なら無料DL

コンテンツ

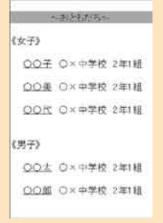
新着アルバム みんかの写真 サークル 友達つべるう

友達技術 五油さかそう

使利りつう

- ゲーム等を通じ、他者とのコミュニケーションを目的とした会員制のサイトである。掲示板、ブログ、プロフィール、リアル等複数のサービスが用意されていることが多い。
- ゲームサービスは小学生から大人まで幅広い 年齢層に人気があり、児童生徒以外でも書き込 みを行っている者が少なくない。
- 会員向けのサービスであるため、一部のサイトを除き、サイト内を閲覧するためには登録が必要であるが、会員登録を行ってもサイト内全てを閲覧できるわけではなく、コミュニティやサークル等と呼ばれるミニ掲示板の利用等には、別途開設者の承認が必要な場合がある。

(6) WEBスペース



- 利用者の好みに応じて、ホームページをある程 度自由に作成することができるサービスである。
- 友人・知人等のプロフィールサイトへのリンク集として利用されることがある。掲示板とは異なり、直接リンクページにアクセスできる。
- 友人・知人や共通の趣味をもつ者同士のアンケートや部活動記録など、さまざまに利用されている。

注 ここに掲載している画面及びその内容は、イメージとして創作したものであり、実際に検出された書き込みではない。

出典:東京都教育庁「平成22年度インターネット等の適正な利用に関する活用の手引」 http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/pr110609b/betten2.pdf

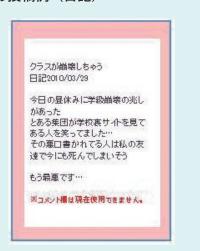
2 サイトの書き込み例

文部科学省「平成21年度青少年が利用するコミュニティサイトに関する実態調査」では、青少年の利用者数が多いと思われる20サイト(及びリンク先)の10万件の投稿を調査し、そのうち、6,158件の注意を要する投稿、問題のある投稿を検出しました。プロフィールサイトが最も多く3,299件、53%、次いでゲーム・SNS系コンテンツ1,524件、25%、掲示板570件、9%と続いています。注意を要する投稿のうち、個人情報等の掲載が最も多く3,827件、68%あり、いじめや喧嘩などのトラブルが、実社会とインターネット上の両方で関連しながら発生しているケースも見られました。

個人情報掲載例(プロフ)



いじめ投稿例(日記)

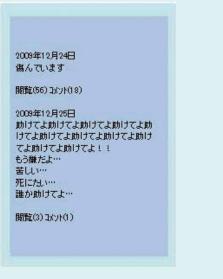


自傷投稿(日記)

※※ ※※ August(Fri)

うぜー
日記2010/01/01
リスカやってんのいまさらだけど
親にバレた。
ごちゃごちゃうるせーよ
イライラすんだよ、家出も学校で
もどんなとこでも
ストレス解消にリスカレてんだよ。
まじうぜー

自殺投稿例(SNS)



学校ネットパトロールにおいて問題のある投稿を発見するためには、以下のような課題が 挙げられ、対策が求められています。

(例)

- ・ パスワード付きサイト、会員制のSNS、ゲームサイト等が閲覧不可。
- 携帯電話でしか見られないサイトがある。
- 学校名が記載されていない場合、不適切な書き込みの発見が困難。
- インターネットで使われる隠語の把握が困難。
- ・ 検索や監視を常時行うことができない。
- 直接のメールのやりとりについては見られない。
- ・ 削除に応じないサイト管理者への対応。

第4節 コミュニティサイトにおける関係者の取組

インターネットの健全な発展等を目的とする財団法人インターネット協会を事務局として、インターネットに関する様々な関係者等で構成され、関係府省庁がオブザーバー参加して、インターネット上の有害情報を個別に選別する方法によるフィルタリングについて研究する「レイティング/フィルタリング連絡協議会研究会*※1」が、コミュニティサイトに特徴的な機能に伴うリスク等と関係者に期待される取組について検討し、資料「青少年の安全なインターネット利用環境の整備を目指して関係者に望まれる取組について~書き込み可能なCGMサイト*※2 増加への対応」としてまとめた内容の一部を本節で紹介します。(資料:http://www.iajapan.org/filtering/press/20090512-press.html)

- *※1 インターネット上の有害情報に対するレイティング/フィルタリングに関する研究を平成15年より継続して進め、学識経験者、NPO、プロバイダ、学校、保護者などの関係者、関係府省庁のオブザーバーから構成されています。
- *※2 CGMサイトとは、掲示板やプロフィール、コメントなどを書き込むことにより、利用者自身でサイトを構築していくCGM(Consumer Generated Media)のことであり、ここでいうコミュニティサイトのことです。

本資料では、これまでにインターネット協会によせられた相談事例等を整理すると、コミュニティサイト上に多く見られる以下のような特徴的な機能とこれに伴うリスクのそれぞれについて、青少年による利用が想定される場合には、サイトの運営者側での一定程度の配慮や情報提供、利用者側による評価能力の向上等が必要であるとしています。

コミュニティサイト上に見られる特徴的な機能に伴うリスクと課題

(1) 個人プロフィール発信機能

○氏名、ハンドルネーム(インターネット上のペンネーム)、性別、年齢、顔写真、居住地、 学校名、メールアドレスなど、自己紹介などに便利な複数の要素(プロフィール情報)を 所定の様式に合わせて入力させ、容易に公開することが可能となっていることが多い。

(問題が生じるケース)

・インターネット上で広く不特定多数に閲覧されることを意識しないまま、個人を特定 することが可能な情報について公開してしまうことで、犯罪被害のきっかけとなる場合 がある。

(2) ユーザー (友達) 検索機能

○特にSNSなどでは、年齢や性別、居住地などの情報をもとに、不特定多数の登録会員から、特定の属性を満たす会員のみを絞り込む検索機能が提供されていることが多い。

(問題が生じるケース)

・悪意のある大人などが、特定の性別・年齢の青少年との出会いを目的に、居住地や年齢、性別などの項目を用いて、会員のうちターゲットとする層を一定程度まで絞り込んだ上で、個別に連絡をとるという作業が容易になることが懸念される。このような検索機能は、善意の利用者が使う場合には有効な機能だが、悪意ある人間にとって青少年を探し、コンタクトするツールとして使いやすいために、そのSNS等の会員である青少年が犯罪

等の被害に遭うきっかけが高まるおそれがある。このため、このようなサイトを利用する際には、利用者が、知らない他人からのコンタクトには慎重に対応する必要性を理解していることが重要となる。

(3) ダイレクトメッセージ (ミニメール機能)

○掲示板、SNSの中には、サイトに備わるメール機能等を用いて、利用者同士が直接的に連絡を取り合うことができるものがある。形式はサイトによって、「サイト内ウェブメール」「利用者限定の掲示板、チャット」「メール友達紹介機能」などの多様性はあるが、外部からは見ることが困難であり、サイトの監視による対応をすることは難しい。*※3

(問題が生じるケース)

- ・例えば、前記(2)と(3)との組み合わせによって、悪意のある大人による青少年への誘いかけを外部から見られない形で実行するなどの不適切な利用につながり、最終的には青少年が犯罪被害に遭うおそれがある。
- ・匿名での会員登録を行った上で、誹謗中傷のメッセージを直接特定の利用者向けに多

*※3 その後、ミニメール機能で問題が起きていたという認識のもと、現在は、主なSNSでは、ミニメールも監視対象としている。

そして、それぞれのリスクに対応して、関係者に望まれる対応の方向性の例示を一覧にして次のようにまとめました。学校ネットパトロールを実施するにあたり、こうした資料も参考となると考えられます。

CGMサイトの問題に対応するために関係者に期待される取り組み(例)

CGMサイトにおける 問題類型 関係者	(1) 青少年の個人情報漏えいが生じ るケース	(2) 青少年が悪意のある大人等との やりとり、出会いを通じ、犯罪 に巻き込まれるケース	(3) 特定の青少年を対象としたいじめや誹謗中傷が、現実空間にとどまらず、インターネット上において行われるケース
フィルタリング事業者	・個人プロフィールの発信を前 提としているサイトをカテゴ リーに分類	・見知らぬ人同士の出会いを目的しているサイトをカテゴリーに分類・ダイレクトメッセージ(サイト内メール)機能があるサイトをカテゴリーに分類	・普段からいじめ・誹謗中傷が 多数掲載されているサイトを カテゴリーに分類・匿名性の高いサイトをカテゴ リーに分類
フィルタリング機能以外 のソフトウェア提供者	・ネット上での情報発信(書き込み)を制限することができる機能の提供 ・青少年のネット上での書き込みや閲覧履歴をモニタリングできる機能の提供 ・ネットの利用時間を制限することができる機能の提供		
保 護 者	フィルタリングその他のソフトウェアの利用や、第三者機関等の情報を活用することによって、 ・CGMサイトで提供されているサービス内容や各機能に応じたリスクの認識 ・子どものネット活用能力の認識 ・子どもが閲覧してよい範囲の決定		
教育・普及啓発を行う 人々	・個人情報をサイト上で明らかにすることの危険性の教育	・知らない他人とやり取りをす ることの危険性の教育	・誹謗中傷やいじめを行うなど をさけ、思いやりのある情報 発信をすることの教育
	・本人確認の強化(登録時) ・ログイン機能を用意すること(利用時)		
サイト運営者	・サービスの対象年齢等にあわせて個人プロフィールの公開可能な範囲・内容を設定すること ・個人情報の漏えいの危険性に関する利用上のマナーの掲示・個人情報の削除・監視体制の整備(管理者スキルの向上)	・サイトで提供している機能やサイトポリシー等の必要な情報を分かりやすく提供すること ・以下の機能等の利用を制限したい場合に、適切に利用を制限することが可能なサイト構造の構築①個人プロフィール発信機能②ユーザー(友達)検索機能③ダイレクトメッセージ機能・犯罪に巻き込まれそうな情報の削除・監視体制の整備(管理者スキルの向上)	・禁止語句を非表示とするなどの機能を備えること ・利用上のマナーの注意喚起と悪質な利用者には退会等の処分を実施すること ・誹謗中傷情報の削除・監視体制の整備 (管理者スキルの向上)
審査監視機関	・個人情報の表示や、削除方針に着目した評価	・悪意ある大人の存在を織り込 んだ設計・体制となっているか 否かの評価	・通報体制や削除・管理体制に 着目した評価
通報受付機関 • 相談窓口	・相談に対する対応 ・通報に基づく削除依頼 ・学校・保護者等に対する啓発		

出典:レイティング/フィルタリング連絡協議会研究会

http://www.iajapan.org/filtering/press/20090512-matome.pdf

第5節 インターネット上の有害情報等を防ぐための規制等

① プロバイダ等による自主規制

多くのプロバイダは、契約者による違法情報や有害情報の発信を制限するために、利用規約を設けています。規約では、契約者から違法情報や有害情報の発信があった場合には、その情報の発信停止を求めたり、情報を削除したりできることになっています。そして、繰り返しそのような情報の発信が行なわれる場合は、その契約者の利用停止や契約解除を行えることなども定めています。サイト上でそうした違法情報や有害情報、著作権侵害行為、プライバシー侵害行為などを発見した利用者がプロバイダに報告できるように、通報窓口を設けているところもあります。また、ポータルサイト(インターネットの入口となり、インターネット上の情報に関する検索機能やニュース等の情報提供などにより利用者を集めるサイト)による取組もあります。児童生徒がインターネットを使って犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが増えていることから、安全にインターネットを利用するためのルールを提示したり、保護者向けのガイドラインを掲載したりしているところがあります。また、青少年向けの検索機能を提供しているポータルサイトもあります。青少年にとって安全と思われるページだけを表示するような、いわゆるキッズポータルです。インターネットに入る際のホームページにこうしたキッズポータルを設定しておくことで、有害情報等を閲覧することをある程度防ぐことができます。

2 関係法令

(1) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法 (青少年インターネット環境整備法)(平成20年6月公布)

青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、フィルタリングの利用の普及などを図ることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的として、制定されたものです。保護者は、青少年に使用させるために携帯電話からインターネットに接続できるようにする契約を結ぶ際には、携帯電話会社に対してその旨を申し出る義務があり、携帯電話会社は、保護者が利用しない旨を申し出ない限り、フィルタリングサービスを提供する義務があります。

(2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (出会い系サイト規制法)(平成15年6月公布)

出会い系サイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童(18歳未満の者)を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的として平成15年に制定され、平成20年に、出会い系サイト事業者に対する規制の強化等を図るため、改正されています。

面識のない異性との交際に関する情報をインターネット上の掲示板等に掲載し、電子メール等を利用して相互に連絡することができるようにするサービスを行う出会い系サイト事業者には警察への届出の義務があります。児童が出会い系サイトを利用することは認められて

おらず、出会い系サイト事業者は利用者が児童でないことを確認する義務のほか、児童を相手方とする異性交際を求める書き込み等の禁止誘引行為が行われていることを知ったときは、速やかに、その書き込みを削除するなど公衆閲覧防止措置をとる義務等があります。

出会い系サイトに起因する青少年の犯罪被害件数は減ってきているものの、出会い系サイトの活動の場は一般のSNSなどのコミュニティサイトに移っているとも見られます。出会い系サイト規制法の禁止誘引行為とは、出会い系サイトに該当する掲示板で、児童(18歳未満の者)に対して、又は児童本人によって、以下の行為の相手方になるよう誘いかけている場合をいいます。

- ・性的な行為やそれに類する行為 (例)「Hしてくれる子募集」
- ・金銭などと引換えにする面識のない異性との交際
 - (例)「サポしてくれる方探しています」
- その他、面識のない異性との交際
 - (例)「彼女募集します」

(3) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(特定電子メール法)(平成14年4月公布)

携帯電話によるインターネットの普及に伴い、一方的に送信される広告・宣伝メール、いわゆる迷惑メールが社会問題化したために平成14年に制定されました。しかし、同法施行後も、迷惑メールの被害が増え続けたため、平成17年の改正では、規制対象となる特定電子メール※の範囲拡大等を定めました。さらに平成20年の改正では、原則としてあらかじめ同意した者に対してのみ送信が認められる「オプトイン方式」を導入するなど対策の強化を図り、送信者の氏名または名称、および受信拒否の通知を受けるためのメールアドレスの表示などを義務づけています。そして、表示義務に違反した者、受信拒否を通知した者に対し特定電子メールを送信した者等に対する行政処分や、行政処分に従わない者に対する罰則等について定めました。

※「特定電子メール」とは、営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人が、 自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信する電子メールの こと。

(4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (プロバイダ責任制限法)(平成13年11月公布)

プロバイダや掲示板の管理人などの責任を制限する法律です。従来、掲示板で誹謗中傷が行われ被害者から削除要請があった場合、管理人がその書き込みを削除すると、書き込みをした発信者に対する債務不履行や不法行為となり、損害賠償を請求されるおそれがありました。また、その書き込みをそのまま掲示し続けた場合にも、被害者に対する不法行為となり、やはり損害賠償を請求されるおそれがありました。また、発信者の個人情報の開示については規定がありませんでした。そこで、同法が制定され、被害者は、一定の要件を満たしていれば、発信者情報の開示をプロバイダ等に対して請求することができ、また、書き込みの削

除も可能となりました。学校ネットパトロールにおいて不適切な書き込みを発見した際に、 被害者がその書き込みの削除をプロバイダ等に対して依頼したり、その書き込みを発信した 者の情報(氏名、メールアドレス、住所等)の開示を請求する際の、根拠となる法令です。

(5) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

(不正アクセス禁止法) (平成11年8月公布、平成24年5月最終改正施行)

ネットワークを通じて行われるコンピュータ犯罪の防止などを目的として、他人のID・パスワードを無断で使用する、セキュリティホールを利用して侵入するといった不正アクセス行為、さらには、他人のID・パスワードを不正に取得又は不正に保管する行為、他人のID・パスワードを無断で第三者に提供する行為(販売・掲示板などでの公開・口頭伝達)等の禁止と違反者に対する罰則等を定めています。

学校ネットパトロールにおいては、パトロールのために正式に入手したサイトのID・パスワードを使用すれば問題ないものの、例えば、ID・パスワードを不正に取得、保管したり、無断で利用したりすることは、禁止行為となります。

(6) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 (児童買春・児童ポルノ禁止法)(平成11年5月公布)

児童ポルノを提供したり、提供目的で製造・所持・運搬・輸出入したり、児童ポルノを製造することに対し、3年以下の懲役または300万円以下の罰金を科しています。児童ポルノを不特定もしくは多数の人に提供したり、公然陳列したり、これらの目的で製造・所持・運搬・輸出入することに対しては、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、またはこれらの併科を科しています。これらは、インターネット上で児童ポルノ画像を提供したり掲載したりする場合についても適用されます。また、日本国民が国外でこのような行為を行なった場合も処罰されます。

児童ポルノとは、児童(18歳未満で実在する者)の画像や映像で、以下の様子が撮影されている場合をいいます

- ・児童が性的な行為やそれと同視できる行為を行っている様子
- ・児童が他人の性器等を触ったり、他人から性器等を触られたりしている様子で、性欲を 興奮させ又は刺激するもの
- ・児童の裸(一部の衣服を着ている場合も含みます。)の様子で、性欲を興奮させ又は刺激 するもの

3 都道府県等の青少年健全育成条例等

青少年のインターネット利用に関する規定を含む条例は、いくつかの自治体によって制定されています。

例えば、青少年の利用する携帯電話インターネットの契約を行う場合、正当な理由があればフィルタリング・サービスを利用しないことができますが、条例改正により、「理由書」を提出しなければならない条項を定めて施行している自治体の取組があります。実施自治体には、兵庫県(平成21年7月施行)、石川県(平成22年1月施行)、埼玉県(平成22年10月施行)、神奈川県(平成23年4月施行)、静岡県(平成23年4月施行)、京都府(平成23年4月施行)、東京都(平成23年7月施行)、大阪府(平成23年7月施行)、鳥取県(平成23年7月施行)、岡山県(平成23年10月施行)、群馬県(平成24年1月施行)、長崎県(平成24年3月施行)、新潟県(平成24年4月施行)、香川県(平成24年4月施行)があります。

また、広島市は、フィルタリング機能に関する基準を具体的に規定する等を施した条例「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」を新設(平成20年7月施行)、石川県は、上記にあげた「理由書」の提出の他、特に小中学生には、防災、防犯、その他特別な目的の場合を除き、携帯電話を持たせないよう努めるように等とした条例(いしかわ子ども総合条例)改正(平成22年1月施行)を行っています。

さらに、東京都は、平成22年12月に公布された「東京都青少年の健全な育成に関する条例」 において新設された携帯電話端末等の推奨制度の基準に基づき、条例の施行規則を定め、平 成23年7月から施行しています。

これは、保護者が、青少年に携帯電話端末等を持たせる必要があると判断した場合に、携帯電話端末等やサービスを選ぶための目安・参考としてもらうためのものであり、携帯電話端末等を持つことを東京都が勧めるものではありません。

主な推奨基準

- 1) 主な推奨基準→利用時期を2つに区分
 - ア 専ら保護者等との連絡のために携帯電話を利用する時期(おおむね小学生程度)
 - イ インターネット利用について学習している時期(おおむね中学生以上)
- 2) 区分ごとの主な要件:
 - ア 専ら保護者等との連絡のために携帯電話を利用する時期(おおむね小学生程度) インターネット利用ができないことのほか、青少年が保護者の望まない相手と連絡を 取ることを防止すること、青少年が身体への危機を感じた際等に、保護又は監護を可 能とする機能があること等が要件
 - イ インターネット利用について学習している時期(おおむね中学生以上) インターネット上のウェブサイト利用はできるが、その対象は、携帯電話事業者等

が継続的に青少年有害情報の有無を確認しているもの(ホワイトリスト)及び保護者が個別に許可したもののみ。そのほか、深夜の利用制限ができるとともに、深夜以外であってもゲーム等に長時間興じたり、高額な物品等を無制限に購入するなどにより、生活習慣を乱すような利用及び依存的な利用を抑止すること等が要件

さらに、平成23年11月21日から、東京都が推奨した携帯電話端末等やと機能を、東京都を含め、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市として共同して推奨することとしています。推奨した端末及び機能には「九都県市推奨マーク」が事業者により、カタログ等に表示されることになります。



◆ インターネット上のトラブル等の事例(主に平成19年~24年2月の例から)

(1) 掲示板への書き込みで同級生を中傷(名誉毀損罪)

男子高校生(16)は、インターネットの掲示板で、同級生の女子生徒の名前で卑わいな書き込みをしたり、イニシャルを使って人物を特定できる内容で、その女子生徒の性格を中傷する書き込みをして、名誉毀損の疑いで逮捕された。

(2) 少女にみだらな行為(児童買春・児童ポルノ禁止法違反)

児童買春・児童ポルノ禁止法違反の疑いで、容疑者(24)を逮捕。ラブホテルにて、会員制ソーシャルゲームサイトで知り合った当時高校1年生であった無職少女(16)に、現金1万円を渡してみだらな行為をした疑いが持たれている。容疑者は「若い子が好きだった」と供述している。

(3) 出会い系サイトで少女に売春(児童福祉法違反)

出会い系サイトを使って18歳未満の少女に売春をさせたとして、児童福祉法違反(児童に 淫行させる行為)容疑で、犯行当時19歳のアルバイトの女と17歳の無職少女を逮捕。アルバ イトの女は2回にわたり、知人の当時高校2年生の女子生徒(17)が18歳未満と知りながら、 無職少女が住んでいたアパートで、出会い系サイトで探した男性会社員(40)ら2人を相手 に1回1万5千円から2万円で売春をさせた疑いが持たれている。

(4) チケット売りますとだます(詐欺罪)

人気アイドルグループのコンサートチケットを販売するように装い、コミュニティサイトの掲示板にチケット購入を希望する書き込みをしていた男性から、現金2万7千円を振り込ませてだまし取ったとして、詐欺の疑いで、通信制高校2年生の男子生徒(16)を逮捕。男子生徒は「遊ぶ金がほしくてやった」と容疑を認めているという。警察は男子生徒が半年の間に同様の手口で約10件、計約30万円をだまし取ったとみて調べている。

(5) 動画サイトに違法投稿(著作権法違反)

島根県の市立中学の男子生徒が教室内でほかの数人の生徒にいじめられている映像がインターネットの動画サイトに投稿されていたことが分かった。学校側は映っていた生徒たちから事情を聞いて事実を確認した。3月16日には全校集会を開いて生徒たちに事情を説明した。いじめ動画は2分33秒と1分47秒の2種類で、それぞれに数人の生徒が集団で1人の生徒の顔をけったり、物を投げつけたりしている様子が映っていた。

市教育委員会によると、動画は2月14日頃に撮影されており、学校の指示などで投稿した生徒によりすでに削除されている。中学校は「いじめと認識しており、重く受けとめている。生徒の心のケアに努めたい」としている。

(6) 動画サイトに違法投稿(著作権違反)平成22年7月

インターネットの動画投稿サイトに、人気漫画4作品を違法投稿したとして、中学3年生の少年(14)が著作権法違反容疑で逮捕され、家裁送致された。「人気漫画を発売日前に買わなくても読める」ことから、少年の違法投稿には、これまでに800万回以上の閲覧があったという。動画投稿サイトは、新たな情報発信手段として注目される一方、テレビ番組や歌手の映像などが無断投稿される著作権侵害が相次いでいる。14歳の少年の逮捕は、パソコンの知識さえあれば誰でも簡単に、著作権侵害を犯してしまう深刻な現状を浮き彫りにした。

こうした状況に対して当該出版社は「個別の対応は答えられないが、著作権を侵害する行為があれば削除依頼や警告書を送付するなどしている」とコメント。実際に一部の投稿は削除された。警察に被害届を出すかどうかについては「その都度、著作権者と協議して検討している」としている。社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会は「漫画家の作品を丸々動画としてアップする行為は聞いたことがない。閲覧者は立ち読み感覚でアクセスしていると思うが、この事例は明らかな著作権法違反で悪質」と指摘している。

(6) インターネットを利用したカンニング(偽計業務妨害罪)

予備校生の少年(19)は、複数の大学の入学試験中に携帯電話を使用し、入試問題を掲示 板型Q&Aサイトに投稿し、これを閲覧した者からの回答を求めた。

(7) インターネットに通り魔予告(威力業務妨害罪)

インターネット掲示板に都心ターミナル駅前で通り魔事件を起こすと書き込んだとして、警察は、中学3年生の少年(15)を威力業務妨害容疑で逮捕した。少年は「1人でやった。どれぐらいの騒ぎになるのか見てみたかった」と容疑を認めているという。「予告」を受け、警察は約80人態勢で警戒。インターネットなどで知った約500人のやじ馬が集まったが、大きな混乱はなかった。

逮捕容疑は、携帯型ゲーム機を使い、インターネット掲示板に「○月×日午後△時ぴったりに新宿駅ハイウェイバスの入り口あたりで通り魔を起こす。死にたくない人はゲームに参加しないことだな!!」などの文書を投稿し、バス会社や警察などに対応を強いたとしている。

(8) 中学生ら27人が決闘(決闘罪)

中学生ら二つのグループの計30人が入り乱れ、約50分もの間殴り合い、2人が内蔵破裂などの重傷を負った事件で、27人が決闘罪で逮捕・書類送検された。

事件発生の10日前、中学3年生の生徒が、同学年で別の中学に通う中学生の携帯ブログを見つけ、「俺もケンカしたいんやけど」とメッセージを送ると、すぐに「俺としようや」と返信が来た。中学生はケンカを売るつもりではなく、「俺も負けてへんぞ」との意味で送ったというが、結局、引っ込みがつかなくなったという。メンバーの多くは、学校や地域の友人ではなく、携帯ブログを通じた知り合いだった。自宅とみられる場所で、喫煙や飲酒をしている写真を平然と掲載した携帯ブログもあった。

(9) 女子高校生に脅迫メール(脅迫罪)

交際していた女子高校生(16)に脅迫メールを送ったとして、警察は、脅迫の疑いで、容疑者(26)を逮捕した。容疑者は「メールを送ったのは間違いない」と認めているが、脅迫の意図についてはあいまいな供述をしている。

逮捕容疑は、8日の間に、交際していた女子高校生に対し、携帯電話で計6回、「約束を守らず、連絡もとれないようなら、自宅かバイト先に行きます」などと脅迫するメールを送信したとしている。警察によると、女子高校生は会うことを拒んでいたが、容疑者は繰り返しメールを送ったという。

(10) 女子中学生に売春を仲介(児童福祉法違反、恐喝罪)

女子中学生に売春を仲介するなどしたとして、警察は児童福祉法違反と恐喝の疑いで、無職の男の容疑者(25)を逮捕した。逮捕容疑は、ホテルで、中学3年生の女子生徒(15)に、会社員男性(32)=児童買春・児童ポルノ禁止法違反容疑で書類送検=とわいせつな行為をさせた上、ホテルから出てきた男性に「俺の女になんで手を出すんだよ」と因縁をつけて1万5千円を脅し取った、としている。調べに対し、同容疑者は「知らない。後で話す」などと供述、容疑を否認しているという。警察によると、同容疑者は、知り合いの高校1年生の女子生徒(17)ら少女3人=児童福祉法違反容疑で送検=から被害生徒を紹介された後、携帯電話の出会い系サイトに被害生徒になりすまして売春を希望する内容を書き込んだという。

(11) インターネットにわいせつ画像(児童買春・児童ポルノ禁止法違反・わいせつ図画公然 陳列罪)

警察は、児童買春・児童ポルノ禁止法違反(公然陳列)とわいせつ図画公然陳列の疑いで大学生の容疑者(21)を逮捕した。逮捕容疑は、パソコンのファイル共有ソフトを使い、18歳未満とみられる女子に対するわいせつ行為を撮影した画像を、インターネット上で不特定多数が閲覧できる状態にした疑い。インターネット上の違法・有害情報を監視する警察のサイバーパトロールが画像を見つけた。

(補足:参考広報資料)

・法務省「平成22年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)~人権侵害に対する法務省の人権擁護機関の取組~」

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00064.html